

大阪府災害拠点病院衛星無線（第3世代）等再整備工事

随意契約理由書及び比較見積省略理由書

衛星無線（第3世代）等再整備工事について、工事の対象となる地域衛星通信ネットワーク（自治体衛星通信機構）標準仕様での機器調達、同技術基準での施工及び試験調整を実施する能力及び同規模工事の完成実績を求めることにより、施工管理の品質について確保する必要がある。

同規模工事における近年の他府県での実績は、日本無線株式会社、日本電気株式会社、NEC ネットズエスアイ株式会社の3者のみであることから、「電子入札案件に係る応札者が一者の場合の取り扱い〈建設工事部会申合せ事項〉」（令和3年4月1日改正）2. 運用【例外対象】③に基づき、1者入札協議を実施の上で、令和7年6月16日付けて「大阪府災害拠点病院衛星無線（第3世代）等再整備工事」に一般競争入札を実施した。

結果、応札者は日本無線株式会社の1者のみであったが、同事業者は2度の入札機会ですれも予定価格超過により入札不調となった。

再入札を検討するにあたり、日本電気株式会社及び NEC ネットズエスアイ株式会社に入札参加意思を確認したところ、危機管理室が実施する衛星無線（第3世代）等再整備工事等を今年度に受注していることから、受注生産能力に多大な影響があり、本件工事の年度内完了は困難であると回答があった。そのため、本件工事を受注できる事業者は、日本無線株式会社に特定される。

上記により事業者が特定されることから、地方自治法施行令第167条の2第1項8号の規定により当初予定価格内で日本無線株式会社に契約締結有無を確認したところ、当初予定価格内では契約締結は困難と回答があった。

ついては、予定価格を予算額に修正し、同事業者に再見積もりを実施した上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び大阪府財務規則第62条関係第1項第2号アの規定により随意契約を締結する。

なお、日本無線株式会社でなければ契約を履行できないことから、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号により、比較見積書は省略する。